

道路側溝堆積物・河川堆積土砂等の早急な処理対策を求める意見書

当県における除染は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国直轄で進める除染特別地域と市町村が実施主体となる汚染状況重点調査地域に分かれている。このうち、汚染状況重点調査地域については、地上1メートルの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域が対象で、現在、38市町村が指定され、住宅、公共施設等において効果的な除染がなされているところである。

しかしながら、原発事故から5年以上が経過し、放射性物質の自然減衰や流入土砂等の影響により、空間放射線量が基準値を下回り、除染の対象外となる地域が当県の中通り地方を中心に生じている。

そのような状況の中で、国は、既存の「福島再生加速化交付金」等の対象事業に道路側溝堆積物の除去を加える方針を固めたところであるが、道路側溝堆積物や河川堆積土砂などの汚染土壤が、衛生環境の悪化やこれから活発化する住民帰還にも大きな影響を与えることが以前から指摘されているため、これらを早急に除去し、県民生活の安全・安心を確保することが急務である。

よって、国においては、道路側溝堆積物について、県・市町村の除去作業が円滑に行われるよう、迅速・確実に進めていくとともに、河川堆積土砂等の処理について、早急に対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
経済産業大臣
国土交通大臣
復興大臣

福島県議会議長 杉山純一